

総合評価方式の一部改正について

このたび、総合評価方式の一部を下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

詳細につきましては、各総合評価方式の要綱をご覧ください。

1 主な改正の内容

「東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止措置を受けた後に、その措置事由について事業者が責を負わないことが明らかとなった場合は、「事故及び不誠実な行為の実績点」における減点を行わないこととします。

2 改正の対象

- 技術力評価型総合評価方式
- 技術実績評価型総合評価方式
- 設計等委託実績評価型総合評価方式

3 施行日

令和元年6月10日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607